

第2 事業計画

1 肉用子牛価格安定事業

(1) 肉用子牛生産者補給金制度

肉用子牛の再生産の確保と農業経営の安定を図るため、補給金制度への継続参加と全頭加入に向けた啓発に努めることとし、個体登録計画頭数は、264,000頭（うち、黒毛和種：54,000頭、褐毛和種：700頭、その他の肉専用種：300頭、乳用種：91,000頭、交雑種・乳：118,000頭）として事業を実施する。

○ 令和6年度 肉用子牛の保証基準価格等

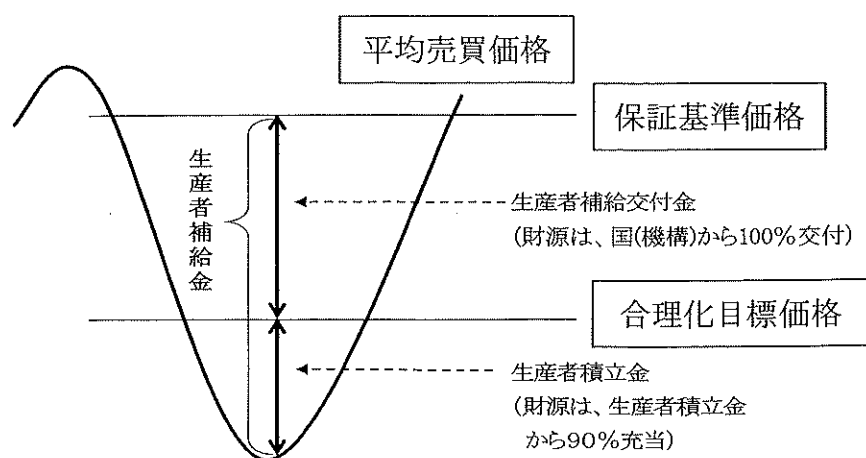
(単位：円/頭)

区 分		黒毛和種	褐毛和種	その他の肉専用種	乳用種	交雑種・乳	
保証基準価格		564,000 (556,000)	514,000 (507,000)	328,000 (325,000)	164,000	274,000	
合理化目標価格		444,000 (439,000)	404,000 (400,000)	258,000 (256,000)	110,000	216,000	
生産者積立金		1,600	6,000	18,800	6,800	3,200	
うち 生産者負担金	道内生産者	400	1,500	4,700	2,400	1,100	
	道外生産者	県助成有	400	1,500	4,700	1,700	800
		県助成無	800	3,000	9,400	3,400	1,600

注：保証基準価格、合理化目標価格の下段（ ）は、令和5年度の価格。

< 肉用子牛生産者補給金制度の仕組み >

四半期毎（その他の肉専用種は年度毎）に農林水産大臣が告示する肉用子牛の平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、生産者補給金が交付されます。



(2) 肉用子牛生産者補給金制度運営体制整備強化事業

ア 肉用子牛生産者補給金制度運営適正化事業

ア) 制度運営適正化推進

- 肉用子牛生産者補給金制度に係る業務の適正かつ円滑な推進等を図るため、肉用子牛の個体識別、個体登録、販売、保留、異動の確認及び指導に努める。
- 補給金の不正受給を防止し、的確な制度運営を図るため、事務研修会等を開催する。
- 肉用子牛の平均売買価格算定の基礎となる、9指定市場を含めた道内12家畜市場における家畜市場取引情報の取りまとめを行う。

■指定家畜市場（北海道）

家畜市場の名称	開設者	所在地
ホクレン北海道中央地域家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	旭川市
ホクレン南北海道家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	安平町
ホクレン十勝地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	音更町
ホクレン北見地区総合家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	佐呂間町
ホクレン根室地区家畜市場	ホクレン農業協同組合連合会	中標津町
北見集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	北見市
紋別集散地家畜市場	北見地方畜産商業協同組合	紋別市
十勝中央家畜市場	十勝畜産農業協同組合	幕別町
根室集散地家畜市場	根室地方家畜商業協同組合	別海町

※上記以外3市場も含め調査。

(イ) 指定協会調査指導

肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施体制の確保を図るため、農協等に委託している事務の執行状況について点検、調査及び指導を行うとともに、契約生産者における手続きについての点検及び保留牛等の現地調査を行う。

イ 指定協会運営体制支援事業

肉用子牛生産者補給金制度を円滑に実施するため、(独)農畜産業振興機構より支援を受け、当協会の運営体制の強化を図る。

(3) 優良和子牛生産推進緊急支援事業

肉用子牛の価格が大幅に下落し、生産者の経営環境が悪化しており、生産者の意欲低下により肉用牛生産基盤の弱体化が懸念されるため、飼養管理の向上に取り組む和子牛生産者を緊急的に支援する事業を実施する。

○ 事業の内容

区 分	内 容							
交 付 対 象 者	当協会と生産者補給金交付契約を締結している者で、飼養管理向上のための取組メニューを行う和子牛生産者。 <飼養管理向上のための取組メニュー>							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>母子共通メニュー</th> <th>子牛メニュー</th> <th>母牛メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する 人工哺乳 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理 </td> </tr> </tbody> </table>	母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー	<ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する 人工哺乳 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理 	
母子共通メニュー	子牛メニュー	母牛メニュー						
<ul style="list-style-type: none"> ・飼料効率の改善 ・添加物による栄養補助 ・駆虫・防虫対策 ・寒冷・暑熱対策 ・牛体管理の徹底 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・疾病の早期治療 ・栄養状態を強化する 人工哺乳 	<ul style="list-style-type: none"> ・疾病防止のワクチン接種 ・発情発見機等の活用 ・高度な栄養管理 						
交 付 対 象 子 牛	生産者補給金交付契約に係る和子牛 (黒毛和種、褐毛和種、無角和種及び日本短角種)							
平 均 価 格 の 算 出 方 法	ブロック別の家畜市場における取引価格の平均価格を算出							
	品種区分	ブロック	算出の単位となる期間					
	黒毛和種	「北海道」、「東北」、「本州関東以西・四国」、「九州・沖縄」の4ブロック	四半期毎					
	褐毛和種	全国1ブロック	四半期毎					
その他の肉専用種	全国1ブロック	年度						
奨 励 金 の 交 付	市場等で取引される和子牛のブロック別平均価格が発動基準を下回った場合に、飼養管理向上のための取組メニューを行う生産者が販売した和子牛に対して奨励金を交付							
	必要取組数(取組メニュー)	2つ	3つ	4つ				
	発 動 基 準 (消費税込)	黒毛和種	60万円	58万円	57万円			
		褐毛和種	55万円	53万円	52万円			
		その他の肉専用種	35万円	33万円	—			
奨 励 金 単 価	1万円/頭	2万円/頭	3万円/頭					
実 施 期 間	令和6年4月から令和7年3月まで							

2 肉用肥育牛価格安定事業

乳用種等の肉用牛肥育経営の安定を図るため、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に、その差額の一部を補給金として契約生産者に交付する。

本年度は第14業務対象年間の最終年次であり、年次契約頭数は38,000頭として事業を実施する。

○ 事業の実施諸元

区 分	内 容															
業務対象年間	第14業務対象年間（令和4年度～6年度）															
対象肥育牛	(1) 乳用種及び乳用種を母とする交雑種 (2) 肉質等級「2」以上で、枝肉重量300kg以上 (3) 指定荷受機関に出荷した肥育牛															
保証基準価格	1,100円/kg（消費税込み）															
平均売買価格	農水省が食肉流通統計にて発表する「乳牛去勢計」の平均卸売価格															
基準枝肉重量	400kg/頭															
補 給 金	各月ごとに、平均売買価格が保証基準価格を下回った場合に交付 (1) 交付額 （保証基準価格－平均売買価格）×基準枝肉重量×0.9 ただし、交付額が1,000円/頭以下の場合には交付しない。 (2) 交付限度額 6,480円/頭（交付上限単価18円/kg） (3) 交付時期 当該月の翌々月															
負担金及び 負担区分	(1) 負担金 3,200円/頭 ただし、前年度の生産者積立金に残額がある場合、当該年度に契約を継続する頭数については、持分額として充当することができる。 (2) 負担区分、負担金単価 (単位：円/頭)															
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>契約生産者</th> <th>契約会員</th> <th>指定荷受機関</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>負 担 割 合</td> <td>55%</td> <td>15%</td> <td>30%</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>負 担 金 単 価</td> <td>1,760</td> <td>480</td> <td>960</td> <td>3,200</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	契約生産者	契約会員	指定荷受機関	計	負 担 割 合	55%	15%	30%	100%	負 担 金 単 価	1,760	480	960	3,200
区 分	契約生産者	契約会員	指定荷受機関	計												
負 担 割 合	55%	15%	30%	100%												
負 担 金 単 価	1,760	480	960	3,200												
	(3) 納付期日 協会が定める期日															
特別納付金	(1) 特別準備積立金 設定なし (2) 特別補てん積立金 必要時に設定															
手 数 料	20円/頭															

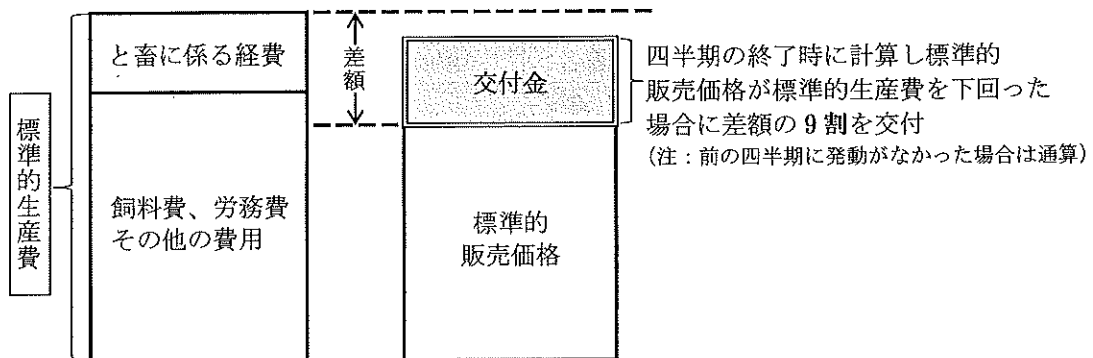
3 肉豚経営安定交付金制度

養豚経営の安定を図るため、肉豚経営安定交付金制度の申請等事務の受託者として、必要な書類の作成支援及び生産者負担金の取りまとめと(独)農畜産業振興機構への送付・送金などを行う。

○ 制度の内容

区 分	内 容
業 務 対 象 年 間	第3業務対象年間(令和6年4月1日～令和9年3月31日)
事業者参加者の名称	登録生産者(要件審査後に登録)
生産者の主な要件	<ul style="list-style-type: none"> ・肉豚の販売目的で肉豚の肥育を業としている者 ・資本金3億円かつ従業員300人を超えない者 ・前業務対象年間に登録取消しを受けていない者 ・暴力団員等でなくなってから5年経過していない者等に該当しない者 ・法その他関係法令違反により罰金刑以上に処せられ、その執行終了等から3年経過していない者に該当しない者 ・毎業務対象年間に1回以上、「みどりのチェックシート」を作成すること等により、持続的な畜産物生産に向けた取組に努めようとする者
交 付 金	標準的生産費と標準的販売価格の差額の9割を交付 負担割合：生産者1：国3 算出期間：四半期毎又は通期
負 担 金	納付頭数：年度当初に設定(「四半期ごとの頭数」も設定) 納付期限：7月末、9月末、12月末、3月末 単価：400円/頭
事 務 委 託 費	10円/頭

○ 交付の仕組み



4 枝肉共励会等の後援

畜産共進会、枝肉共励会等の後援団体として副賞等を贈呈し、畜産の振興に努める。